

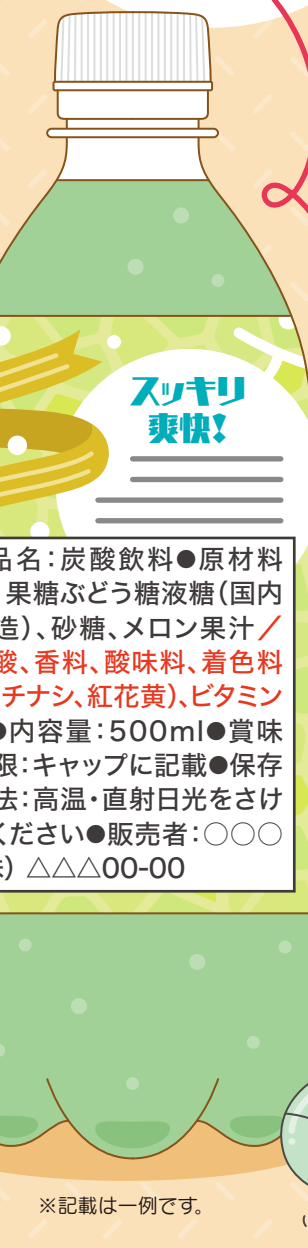
あんあんニュース



一緒に学んで考えてみよう! 私たちの食生活と食品添加物



原材料名欄に「/(スラッシュ)」などで区切られた後に記載されている部分が食品添加物



品名:炭酸飲料●原材料:果糖ぶどう糖液糖(国内造)、砂糖、メロン果汁/酸、香料、酸味料、着色料(チナシ、紅花黄)、ビタミンC●内容量:500ml●賞味期限:キャップに記載●保存方法:高温・直射日光をさげてください●販売者:○○○(株)△△△00-00

1限目 食品添加物とは?

食品の製造・加工の際にさまざまな目的で加えられる物質のことです。使用できる食品や量などは法律で定められており、基準に違反しているものは流通・販売が禁止されています。

▲使う目的



食品添加物を使用しないと食品によっては品質を一定の状態に保つことが難しくなったり、腐敗や酸化など食中毒リスクが高くなります。



▲食品添加物の分類

全部で832品目
(2023年7月26日現在)

指定添加物 例 キシリトール

法律に基づき厚生労働大臣が安全性・有効性を確認し定めたもの

天然香料 例 バニラ香料

動植物から得ることができ、食品に香りをつける目的で使用されるもの

既存添加物 例 クチナシ色素

日本で長年の使用実績があるものとして厚生労働大臣が認めたもの

一般飲食物添加物 例 寒天

普段から飲食されており、添加物としても使用されるもの

※記載は一例です。

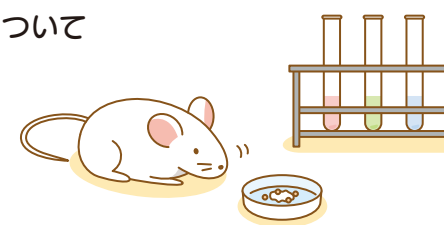


2限目 コープ北陸でのとりくみ

国の機関によって基本的な安全性が確保されていることを踏まえつつこれらをより良くしようという姿勢で日本生協連とともに国全体の食品安全のレベルを向上させるようとりくみます。

▲食品添加物への考え方(一部)

- 食品添加物がからだに及ぼす悪影響について科学的な評価に基づき安全性を判断
- 国や日本生協連の基準を踏まえた上でコープ北陸独自の「食品添加物基準」を設定



▲食品添加物基準の適用範囲(一部)

- 取扱商品すべてにおいて不使用添加物^(※1)は意図して使用しない
- 使用制限添加物^(※2)はCO・OP商品およびHCOOP商品を対象とする



コープ北陸の食品添加物基準について詳しくはこちら



(※1)「発がん性あり」「遺伝子を直接傷つける」「発がんリスクがないといえる量が決められない」物質。
(※2)日本生協連が自主基準として「使用できる食品の対象範囲の制限」または「使用量・残存量の制限」などを行う添加物。

使用理由や生協のとりくみは理解できたけどやっぱり健康に影響がないか心配…



食品添加物の安全性は「量」がとても重要になります詳しくは裏面で!

